

市民・産業委員会委員長報告

市民・産業委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会に付託されました案件は、甲第141号議案 令和6年度岡山市一般会計補正予算（第3号）について、であります。

この審査に当たりましては、当局の説明を聴取し、慎重に審査いたしました結果、全会一致で 原案のとおり 可決すべきものと決定いたしました。

それでは、審査の過程において 特に議論となりました「戸籍記載事項追加業務委託」について ご報告いたします。

これは、令和7年5月末に施行予定である戸籍法の改正により、戸籍に氏名のふりがな記載が必要となることから、本籍を管理する自治体が、戸籍に記載する予定の振り仮名を郵送で通知し、通知を受けた市民からの届出の受理やデータ入力等の業務委託費について、令和6年度から令和8年度までの債務負担行為を設定するものです。

委員から、施行後1年以内に本籍地または住所地の自治体に振り仮名を届け出るとのことだが、1年以内に届出がない場合は、どうなるのかという質問があり、当局から、届出がない場合は、通知した振り仮名が戸籍に記載されるが、一回のみ変更することができるとの答弁がありました。

また、別の委員から、高齢社会が進む中、施設に入所していて通知を受け取れない人や、認知症で内容が理解できない人などもあるため、高齢者施設やケアマネージャー、地域包括支援センターなどに周知するなどの対策をとるべきではないかという意見がありました。

以上、ご報告いたしました。このほかにも審査の過程で、さまざまな意見や要望が出されました。当局におかれましては、こうした意見や要望に十分留意され、事務事業の執行に当たられますよう申し添えて、市民・産業委員会の報告を終わります。